

鳥取県がん検診推進パートナー企業認定事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県がん検診推進パートナー企業（以下「パートナー企業」という。）の認定事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 がんによる死亡率の減少を図るため、がん検診受診率の向上によるがんの早期発見の推進に向け、鳥取県（以下「県」という。）が、がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組む企業、事業者及び団体（以下「企業等」という。）をパートナー企業として認定し、パートナー企業を通じて県民のがん検診の受診を促進することを目的とする。

(対象)

第3条 県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所を有し、がん検診の受診啓発活動に意欲を有する企業等（官公庁を除く。）を対象とする。

(認定要件)

第4条 県は従業員に対する胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診及び乳がん検診（以下「5がん検診」という。）いずれかの受診勧奨を行い、かつ従業員が受診した5がん検診の受診状況を県へ情報提供を行うことができる企業等のうち、次に掲げるいずれかの活動を積極的に行う企業等をパートナー企業として認定するものとする。

- (1) 企業等方針としての打ち出し
- (2) 従業員に対するがんの予防及び検診の重要性等についての正しい知識の普及
- (3) 従業員が、がん及び生活習慣病の予防に取り組むための環境づくりへの配慮
- (4) 従業員に対するがん検診の実施又は検診を受診しやすい環境への配慮
- (5) 顧客等に対するがん検診受診の呼びかけ
- (6) 県が実施するがん検診受診率向上に係る啓発等、がん対策推進の取り組みへの協力
- (7) 要精密検査者に対する精密検査を受診しやすい環境への配慮
- (8) 従業員に対する、がん療養及び家族看護しやすい環境への配慮
- (9) 従業員が、がん経験を理由に不利益な扱いを受けないよう配慮

(認定申込)

第5条 パートナー企業の認定を希望する企業等は、当該企業等の所在地を管轄する総合事務所長又は鳥取市保健所長（以下「所管事務所長」という。）に対し、鳥取県がん検診推進パートナー企業認定申込書（様式第1号）（以下「申込書」という。）により、申請するものとする。

(認定方法等)

第6条 パートナー企業の認定については、次により行う。

(1) 申込書の受付

所管事務所長は、第5条の申込書及び添付書類を確認し、第4条に規定する認定要件を満たしている場合には、がん検診推進パートナー企業データベース（以下「パートナー企業データベース」という。）に登録することにより福祉保健部健康医療局健康政策課長（以下「健康政策課長」という。）へ報告するものとする。ただし、鳥取市保健所分については、健康政策課長が指定する方法により登録を行うものとする。

(2) 認定証の交付

上記(1)の報告を受けた場合、健康政策課長は、パートナー企業として認定するとともに、認定証（様式第2号）を発行し、所管事務所長を通じて交付するものとする。

(3) 5がん検診受診状況の情報提供

認定証を交付されたパートナー企業は、所管事務所長の依頼により5がん検診の前年度の受診状況等(様式第3号)について、所管事務所長に対し、情報提供を行うものとする。

(4) 5がん検診受診状況の報告

所管事務所長は、上記(3)の情報提供内容を毎年10月末までにパートナー企業データベースに登録することにより健康政策課長へ報告するものとする。ただし、鳥取市保健所分については、健康政策課長が指定する方法で登録を行うものとする。

(認定の有効期間)

第7条 認定の有効期間は、別に県から期間終了の通知がない限り、認定日から当該年度の末日までとし、認定した企業等からの申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

(支援及び広報等)

第8条 県は、パートナー企業に対し、適宜、研修会等の開催やがん検診に関する情報を提供するとともに、パートナー企業の取組内容を県ホームページへの掲載等により、県民に公表するものとする。

2 パートナー企業は、商品パッケージ、広告等に、認定企業である旨の表示をすることができる。

(認定事項の変更)

第9条 パートナー企業は、認定事項に変更があった場合は、鳥取県がん検診推進パートナー企業認定変更届出書(様式第4号)を所管事務所長に届け出るものとする。

2 前項の届出を受理した場合、所管事務所長は、変更内容をパートナー企業データベースに登録することにより健康政策課長へ報告するものとする。ただし、鳥取市保健所分については、健康政策課長が指定する方法で登録を行うものとする。

(認定の取消し)

第10条 パートナー企業は、鳥取県がん検診推進パートナー企業認定解除届出書(様式第5号)を所管事務所長へ提出することにより、いつでも認定を取り消すことができる。

2 前項の届出を受理した場合、所管事務所長は、届出内容を健康政策課長へ報告するものとする。

3 前項の報告を受けた場合、健康政策課長は当該パートナー企業の認定を取り消すものとする。

4 健康政策課長は、パートナー企業が次に掲げる項目に該当した場合には、認定を取り消すものとする。

(1) 第2条の目的に反するような行為や法令及び公序良俗に反する行為を行ったと認める場合

(2) 第4条に定める認定要件を満たさなくなった場合

5 第3項及び前項の場合、パートナー企業は、認定証を県に返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。